

# ビール・発泡酒・新ジャンル商品の 酒税に関する要望書

2020年8月

## ビール酒造組合

ホームページ <http://www.brewers.or.jp>

会長代表理事 **塩澤 賢一**

会員会社  
アサヒビール株式会社  
キリンビール株式会社  
サッポロビール株式会社  
サントリービール株式会社  
オリオンビール株式会社

## 発泡酒の税制を考える会

ホームページ <http://www.happoshu.com>

会 長 **塩澤 賢一**

会員会社  
アサヒビール株式会社  
キリンビール株式会社  
サッポロビール株式会社  
サントリービール株式会社  
オリオンビール株式会社

## 酒税に関する要望事項

平成 29 年度税制改正により、ビール・発泡酒・新ジャンル商品の税率は、段階的に見直され、2026年 10 月に 1ℓあたり 155,000 円に一本化されることになりました。ビールの税率は、1ℓあたり 65,000 円の減税となる一方、発泡酒は 20,750 円の増税、新ジャンル商品は 75,000 円もの増税となります。

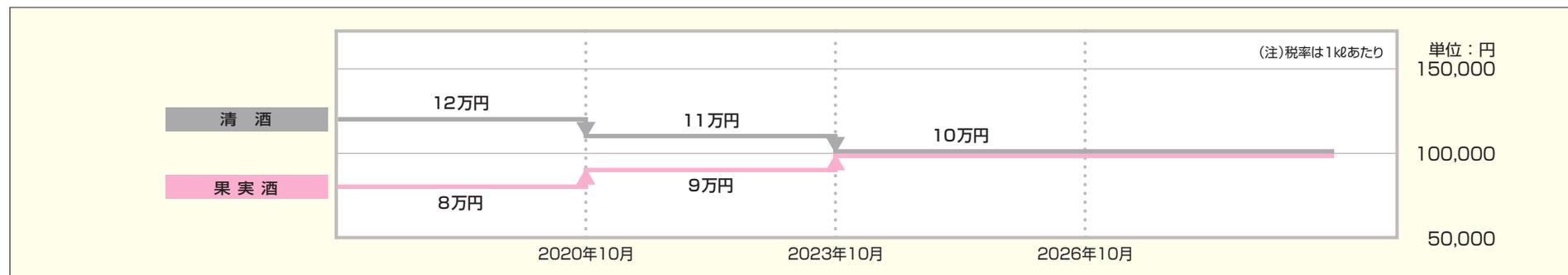
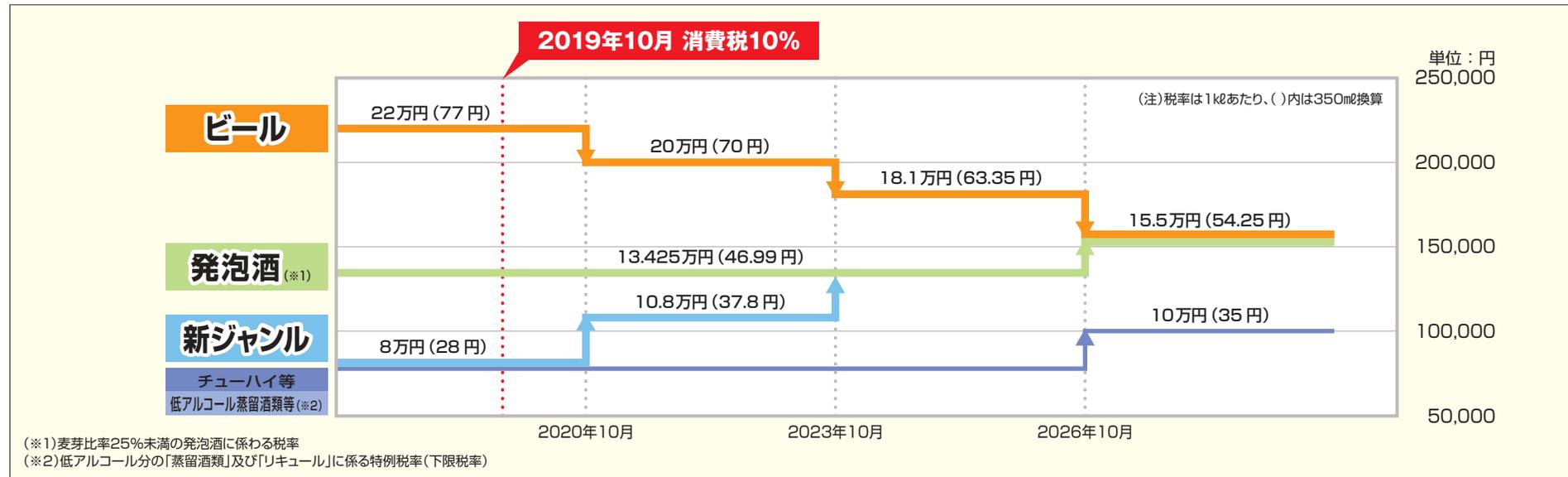
一本化されるビール、発泡酒の税率は、他の酒類と比べ依然として高い税率であり、同じ発泡性酒類に分類される「その他の発泡性酒類」が、1 ℓあたり 100,000 円となることと比較しても、なお大きな格差があります。また、諸外国と比べても、高い税率といえます。

**私たちは、ビール・発泡酒のさらなる減税を要望します。**

# 平成29年度 酒税改正の概要

- 税率の見直しは、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めます。
  - 今回の改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税込中立で行います。
  - 税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施します。
- 出典 パンフレット「平成29年度税制改正」平成29年4月財務省(財務省ホームページ)

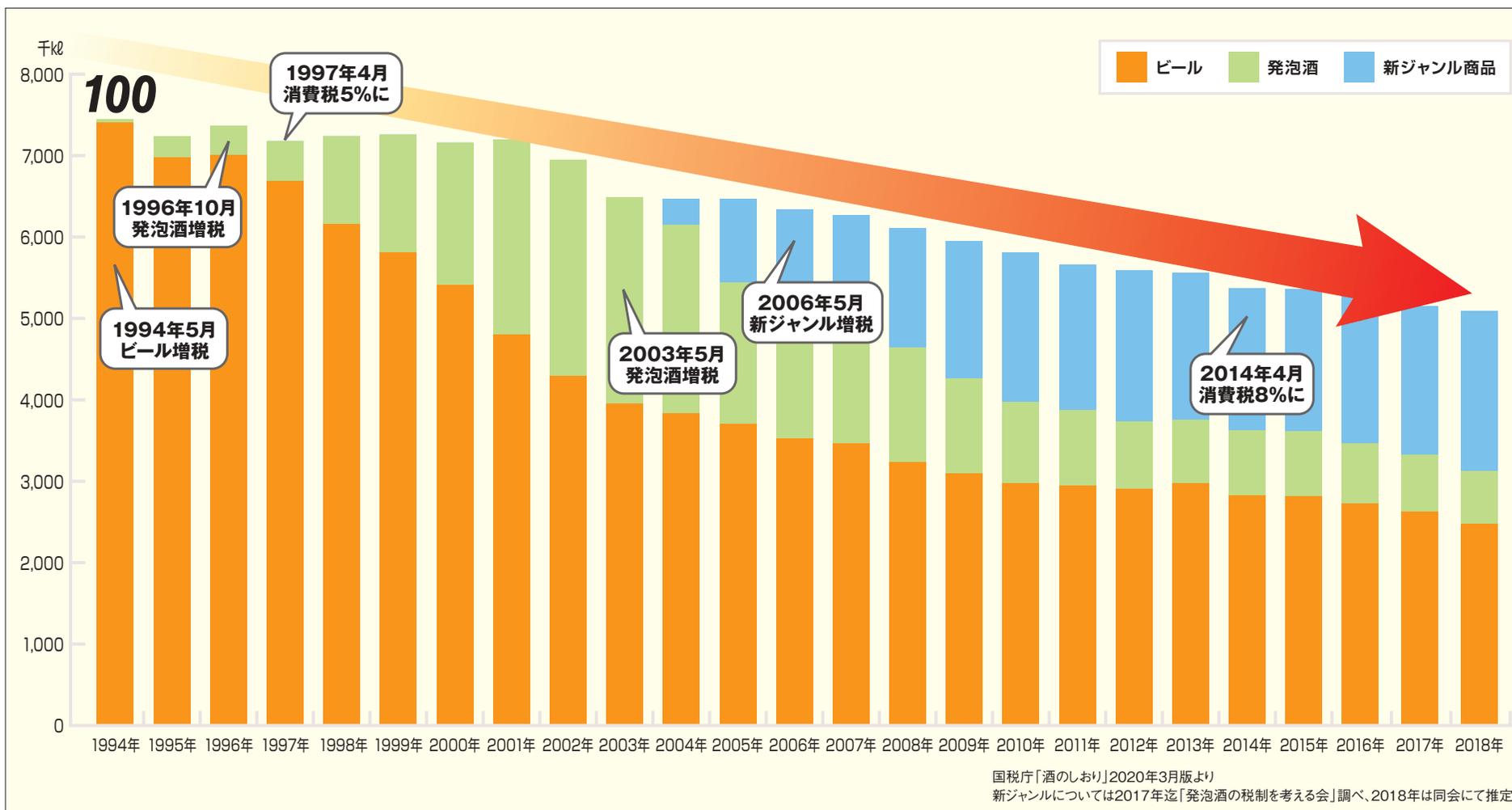
## 税率構造の見直し



# ビール・発泡酒・新ジャンル商品の市場推移

ビール・発泡酒・新ジャンル商品トータルの市場規模は直近で、1994年ピーク時の7割弱にまで減少しています。

1994年の総市場を100とした場合の市場の推移

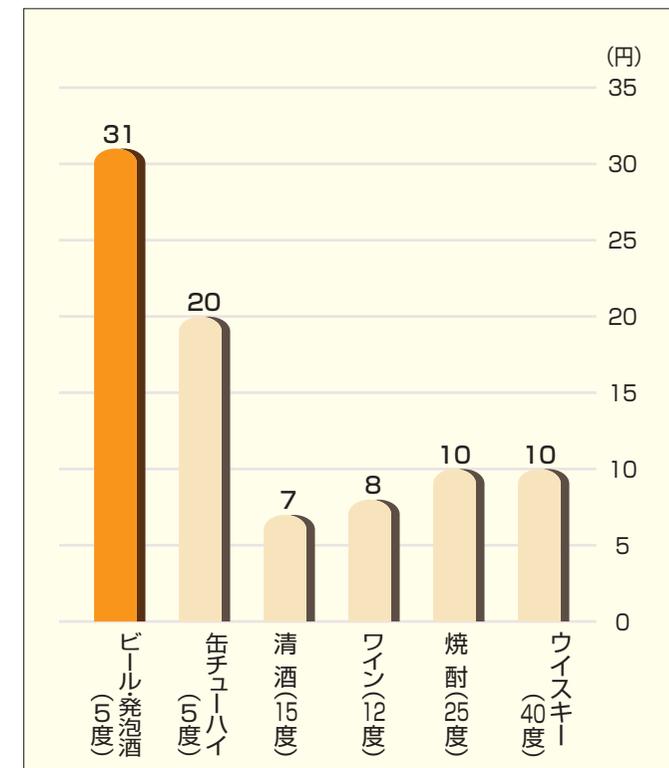


# 酒税の税率 (2026年10月以降)

ビール・発泡酒の税率1ℓあたり155,000円を350ml缶換算でその他の発泡性酒類(缶チューハイ等)と比較すると、約20円も高くなっています。  
 さらに、アルコール1度1ℓあたりで比較すると、缶チューハイの約1.5倍、蒸留酒の約3倍、醸造酒類の約4倍もの高い税率が課されています。

## 酒税の税率

区 分	1ℓあたり税率(円)	アルコール分 1度あたり加算額(円)	アルコール度数(度)	酒税額 1度1ℓあたり(円)
<b>発泡性酒類</b>	—	—	—	—
ビール・発泡酒	155,000 (350mlあたり <b>54.25</b> )	—	5	<b>31</b>
その他発泡性酒類 (ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類 ※缶チューハイ等)	100,000 (350mlあたり <b>35.00</b> )	—	5	<b>20</b>
<b>醸造酒類</b>	100,000	—	—	—
清酒	—	—	15	<b>7</b>
果実酒	—	—	12	<b>8</b>
<b>蒸留酒類(20度)</b>	200,000	10,000	—	—
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ(37度)	370,000	10,000	40	<b>10</b>
焼酎(20度)	200,000	10,000	25	<b>10</b>



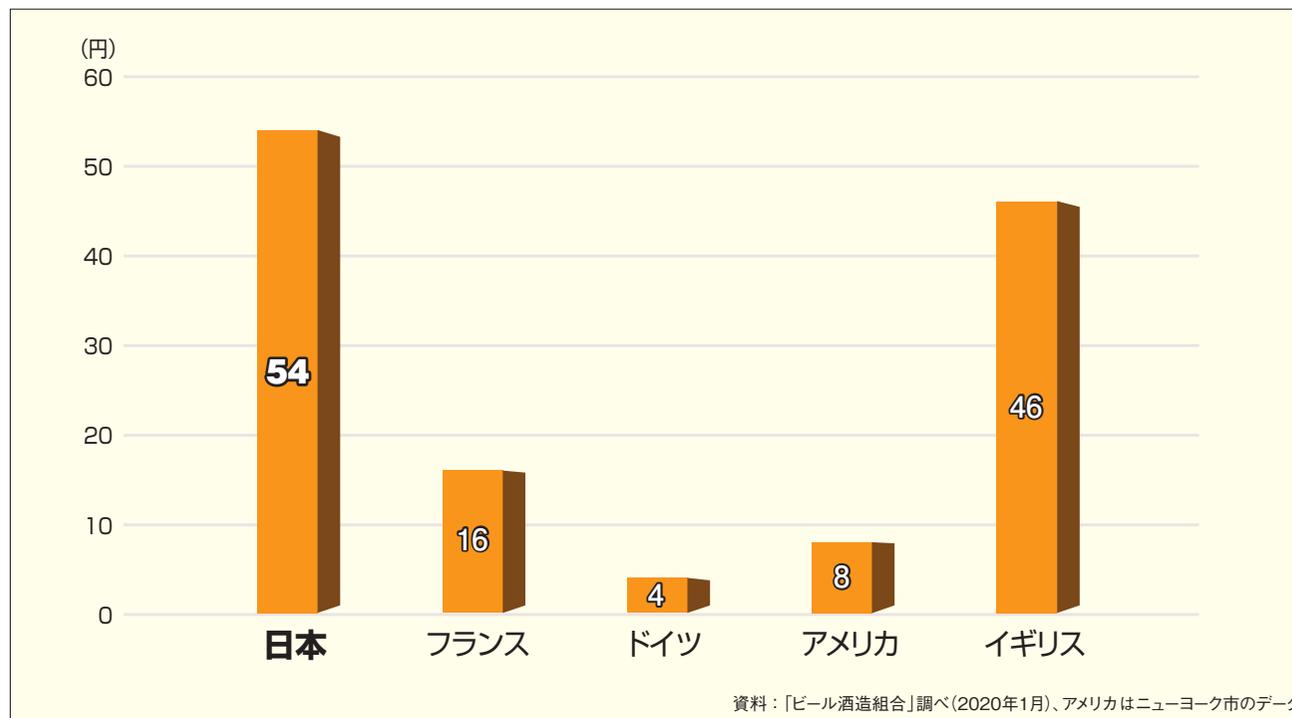
資料：財務省「平成29年度税制改正の解説 酒税法等の改正」および国税庁「酒のしおり」2020年3月版より

# ビール・発泡酒の酒税 諸外国との比較 (日本は2026年10月以降の数値)

ビール・発泡酒の税率1ℓあたり155,000円の酒税負担は、国際的に見ても、非常に高率かつ高額で、ドイツの約14倍、アメリカの約7倍もの負担となっています。

## 350ml缶あたりに占める酒税負担額

※各国は350ml缶あたりに換算した酒税額



邦貨換算は、2020年5月末時点のTTMLレートによる  
円未満は四捨五入

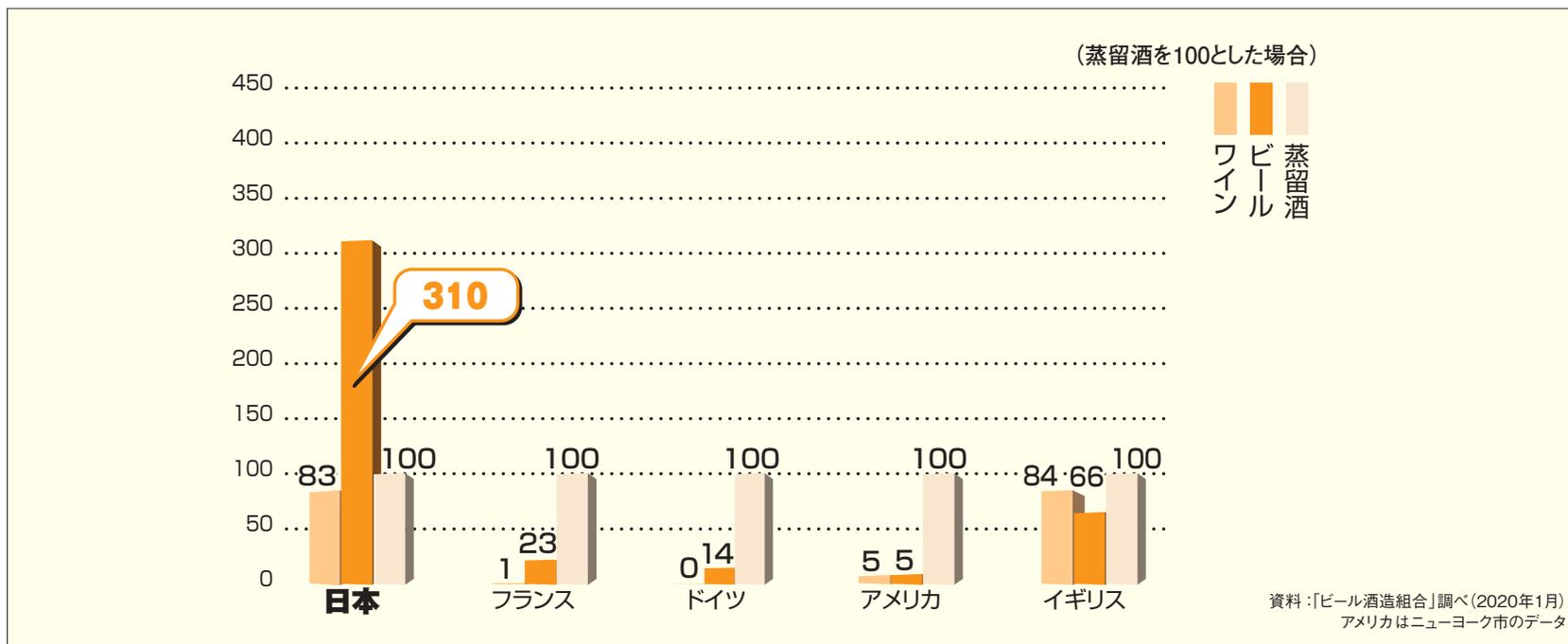
# 諸外国のビール・ワイン・蒸留酒の酒税額との比較 (日本は2026年10月以降の数値)

日本のビールの酒税額は国際的に比較して極めて高くなっています。

醸造酒であるビールに対して、アルコール分1度あたりで、蒸留酒に比べ高い酒税を課しているのは、主要諸国の中で日本だけです。

※欧米ではおおむね、蒸留酒には高い税率、醸造酒であるビールやワインには低い税率が標準となっています。

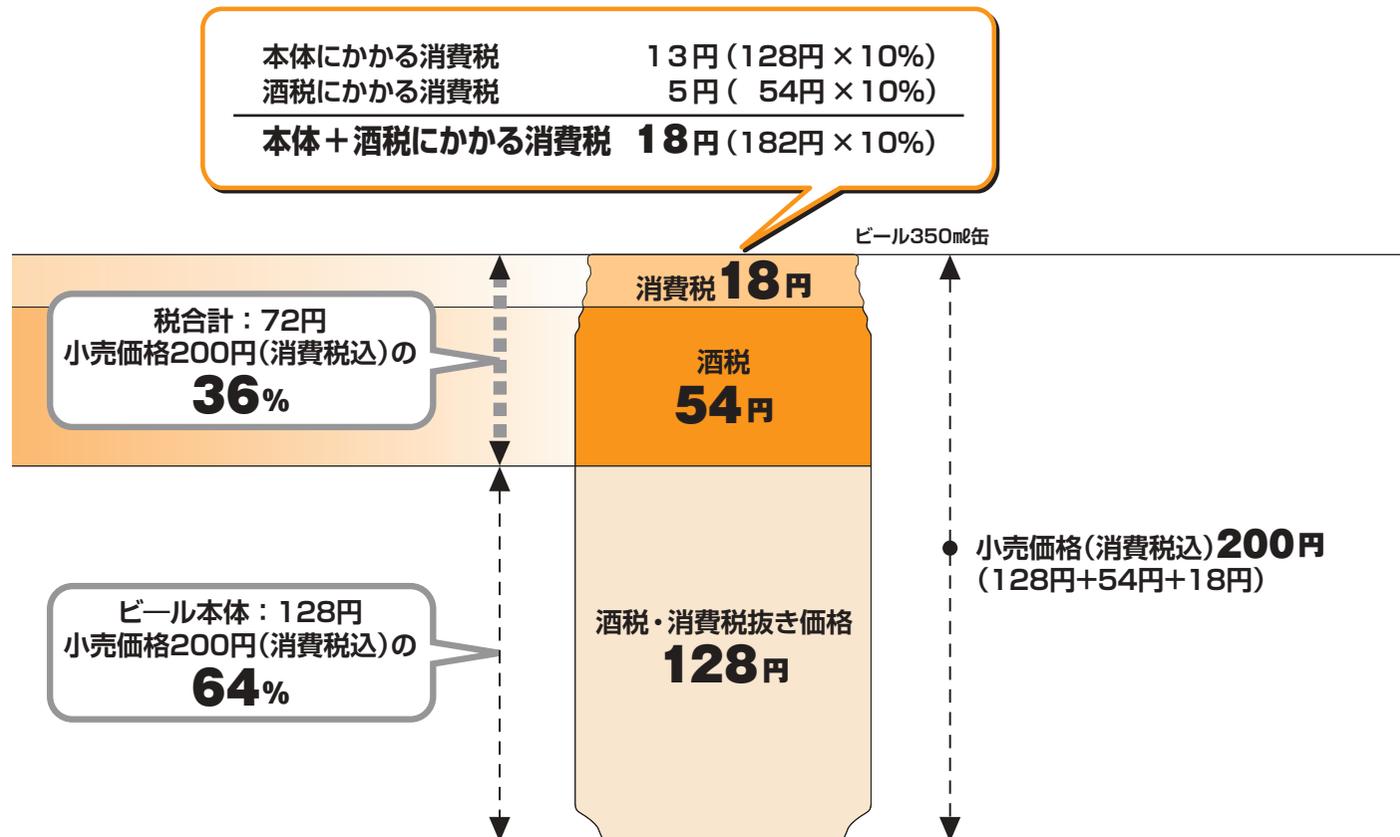
## 主要諸国におけるアルコール分1度あたりの酒税額指数



# 小売価格に占める酒税、消費税 (2026年10月以降)

ビールにかかる高い酒税にも消費税がかけられています。

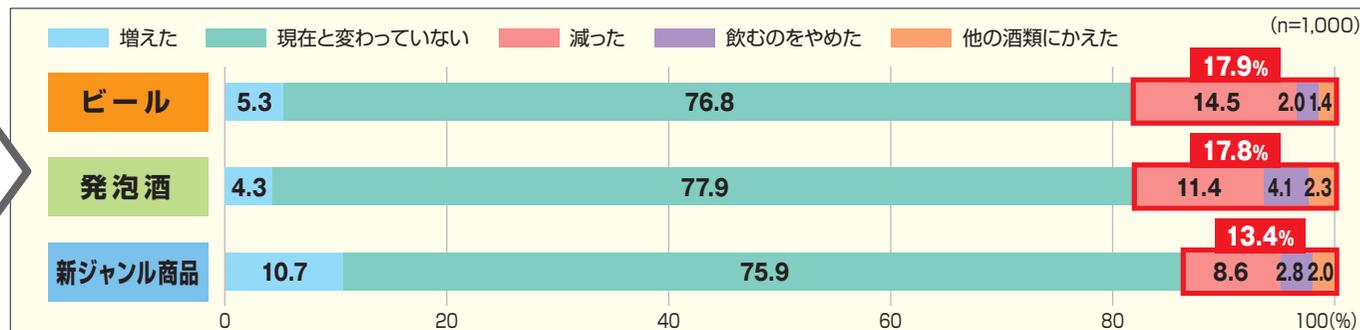
酒類には酒税と消費税が併課されており、小売価格（消費税込）の約36%が税金となっています。ビール350ml缶で見ると、消費税18円のうち、約3割にあたる5円は酒税にかかる消費税となっています。



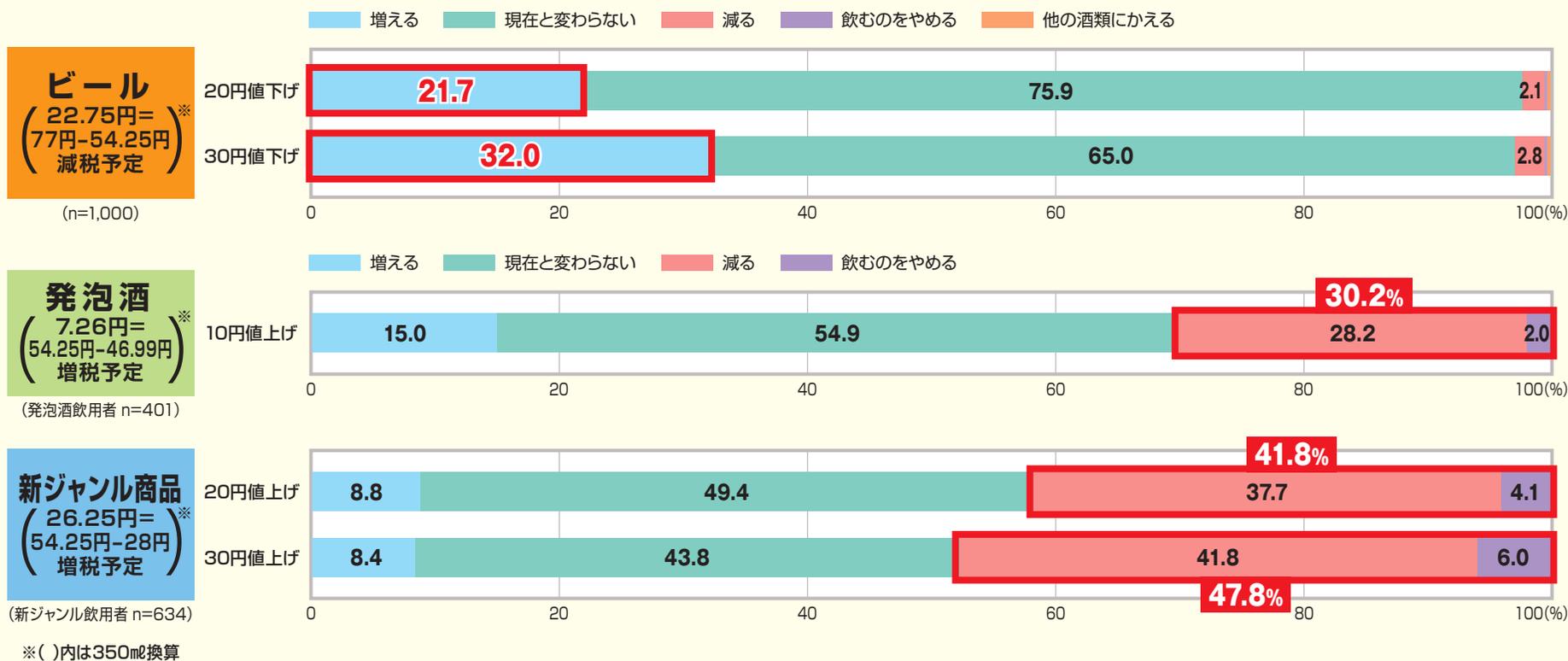
※現行のコンビニエンスストアの本体価格をベースに、新たな酒税と、消費税10%で算出  
※円未満は四捨五入

# 消費者の皆様の声

**Q. 2019年10月に消費税が8%から10%に上がった際、各酒類の飲用量や飲用する酒類に変化はありましたか。**



**Q. ビール・発泡酒・新ジャンル商品の価格が変わった場合、飲む量はどのように変化したいと思いますか。**



※数値は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。  
※1%以下は非表示

# 参考

# 加盟各社の代表的な製品

	アサヒビール	キリンビール	サッポロビール	サントリー	オリオンビール
ビール	 アサヒスーパードライ	 キリン一番搾り生ビール	 サッポロ生ビール黒ラベル	 サントリーザ・プレミアムモルツ	 オリオンザ・ドラフト
発泡酒	 アサヒスタイルフリー	 淡麗極上(生)	 サッポロ極ZERO		 麦職人
新ジャンル商品	 クリアアサヒ	 キリンのどこし(生)	 サッポロ麦とホップ	 金麦	 サザンスター

## ビール酒造組合

ホームページ <http://www.brewers.or.jp>

## 発泡酒の税制を考える会

ホームページ <http://www.happoshu.com>